

臨床研修に関する論点（案）

○ 24年度以降の臨床研修において、募集定員に関する当面の取扱い（激変緩和措置）について、どのような対応を行うか。

① 都道府県別の募集定員の上限について

（激変緩和措置）

- ・ 都道府県の募集定員の上限の値は、各都道府県の研修医受入実績から10%以上削減しない。

② 臨床研修病院の募集定員について

（激変緩和措置）

- ・ 臨床研修病院の募集定員は22年度研修の内定者（マッチ者）の実績を勘案して設定する。

* ①、②とも、23年4月以降の対応は未定。

（参考）基幹型臨床研修病院の指定について

（激変緩和措置）

- ・ 新たな指定基準を満たさない基幹型臨床研修病院は、一定の条件の下で24年3月末まで指定を継続する。